



報道関係者 各位

令和元年 7月 5日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室
監理官 馬場 一明
室長補佐 大村 玲子
(代表電話) 048 (600) 6210

「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況（埼玉労働局）」を公表します ～総合労働相談、助言・指導申出、あっせん申請の件数は2年連続で減少、内容は「いじめ・嫌がらせ」の件数が増加し、トップ～

埼玉労働局は、このたび、「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談 ※1」、労働局長による「助言・指導 ※2」、紛争調整委員会による「あっせん ※3」の3つの方法があります。

埼玉労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】

1 総合労働相談、助言・指導申出、あっせん申請の件数は、いずれも2年連続で減少。

総合労働相談件数は57,159件で、14年連続5万件を超え、高止まり。

助言・指導申出件数は9.2%減、あっせん申請の件数は11.2%減と減少傾向がみられる。

- ・ 総合労働相談件数 57,159 件（前年度比 1.9% 減）
⇒うち民事上の個別労働紛争※4相談件数 12,210 件（前年度比 0.6% 減）
- ・ 助言・指導申出件数 532 件（前年度比 9.2% 減）
- ・ あっせん申請件数 237 件（前年度比 11.2% 減）

2 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」の件数が増加し、トップ

- ・ 民事上の個別労働紛争の相談件数では、3,898件（同14.9%増）で、6年連続トップ。
- ・ 助言・指導の申出では、123件（同48.2%増）で、7年連続トップ。
- ・ あっせんの申請では、77件（同16.7%増）で、2年ぶりにトップ。

※1 「総合労働相談」：埼玉労働局、各労働基準監督署内、浦和駅前庁外施設の県内10か所（発表日現在）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。なお、平成28年度から都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することとなったため、それらの相談件数も計上されている。

※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向性を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者間の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。

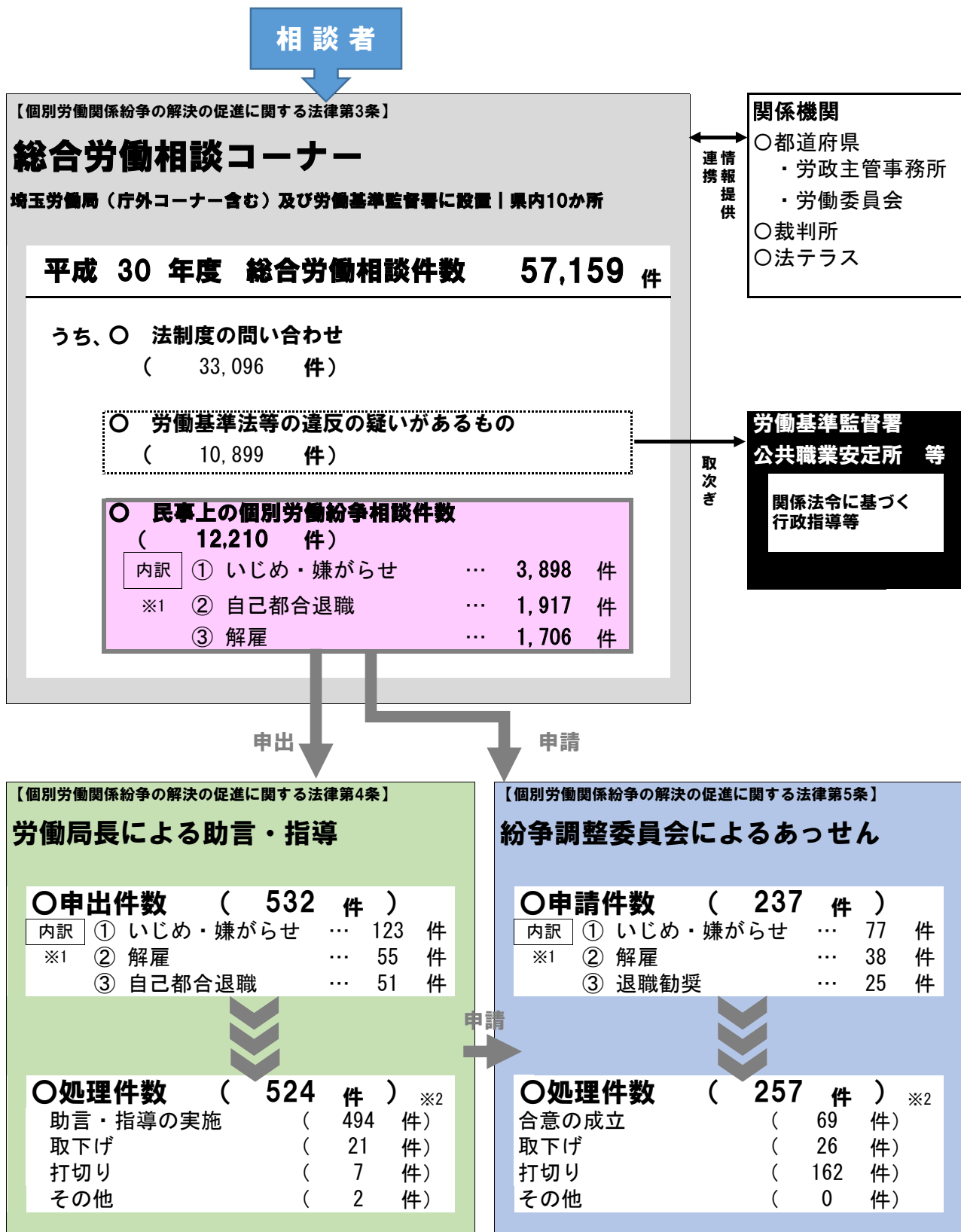
※3 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

※4 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く。）。

【別添資料】

- 別添 1 個別労働紛争解決制度の枠組み（埼玉労働局）
- 別添 2 平成30年度個別労働紛争解決制度の運用状況（埼玉労働局）
- 別添 3 平成30年度における助言・指導及びあっせんの事例
- 別添 4 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧
- （参考） 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

個別労働紛争解決制度の枠組み（埼玉労働局）



※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

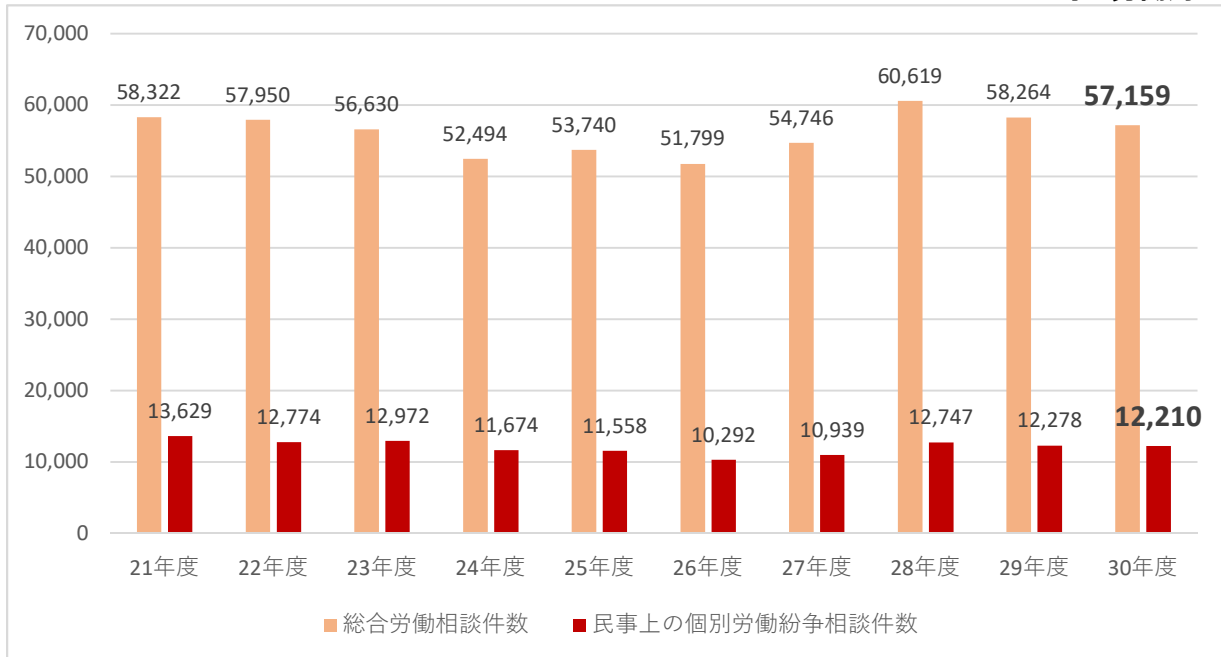
※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

平成30年度個別労働紛争解決制度の運用状況（埼玉労働局）

1 総合労働相談

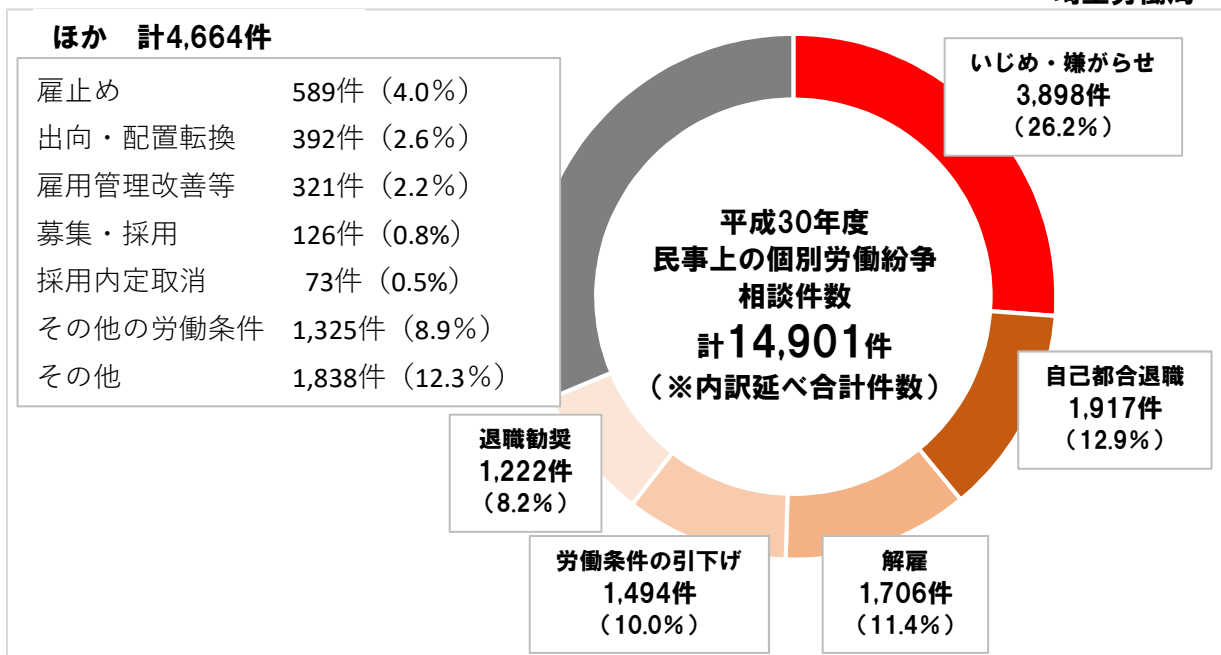
（1）相談件数の推移

埼玉労働局



（2）民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数

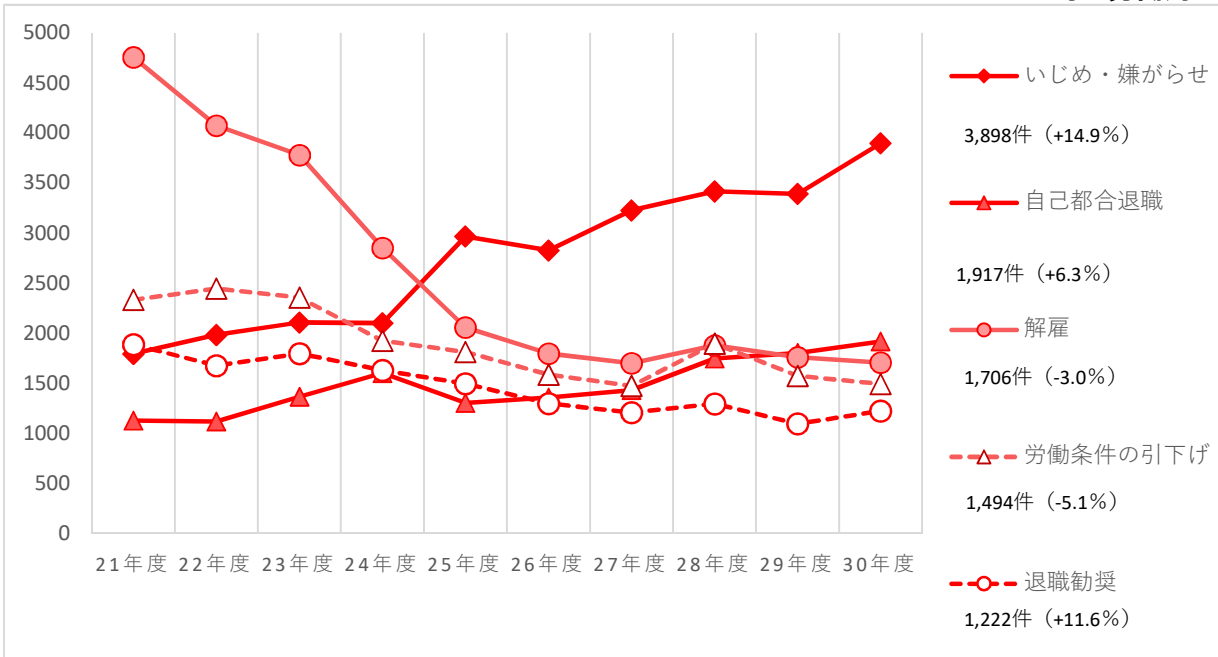
埼玉労働局



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

(3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 (10年間)

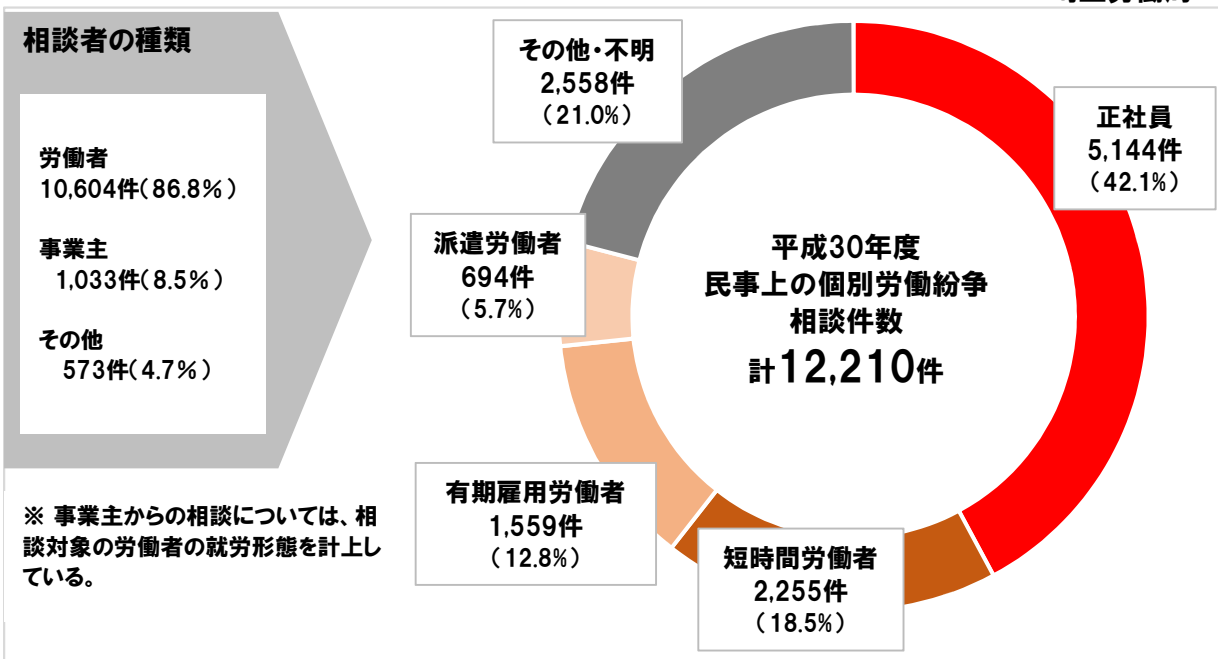
埼玉労働局



※ () 内は対前年度比。

(4) 民事上の個別労働紛争 | 就労形態別の件数

埼玉労働局



※ 事業主からの相談については、相談対象の労働者の就労形態を計上している。

※ () 内は相談対象となる労働者の就労形態の全体 (合計件数) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

【参考】第1表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（相談内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
21年度	4,757	857	1,886	128	1,128	592	2,334	711	1,795	84	145	3,078	17,495
	27.2%	4.9%	10.8%	0.7%	6.4%	3.4%	13.3%	4.1%	10.3%	0.5%	0.8%	17.6%	100.0%
22年度	4,076	923	1,676	117	1,118	612	2,446	873	1,985	117	188	2,870	17,001
	24.0%	5.4%	9.9%	0.7%	6.6%	3.6%	14.4%	5.1%	11.7%	0.7%	1.1%	16.9%	100.0%
23年度	3,781	810	1,798	81	1,366	579	2,355	1,001	2,107	143	177	3,001	17,199
	22.0%	4.7%	10.5%	0.5%	7.9%	3.4%	13.7%	5.8%	12.3%	0.8%	1.0%	17.4%	100.0%
24年度	2,851	858	1,631	89	1,603	550	1,925	979	2,102	86	146	3,044	15,864
	18.0%	5.4%	10.3%	0.6%	10.1%	3.5%	12.1%	6.2%	13.3%	0.5%	0.9%	19.2%	100.0%
25年度	2,059	829	1,495	81	1,305	518	1,813	1,013	2,967	150	121	3,076	15,427
	13.3%	5.4%	9.7%	0.5%	8.5%	3.4%	11.8%	6.6%	19.2%	1.0%	0.8%	19.9%	100.0%
26年度	1,797	674	1,297	80	1,357	435	1,586	817	2,827	108	151	2,035	13,164
	13.7%	5.1%	9.9%	0.6%	10.3%	3.3%	12.0%	6.2%	21.5%	0.8%	1.1%	15.5%	100.0%
27年度	1,701	611	1,209	58	1,431	547	1,474	1,011	3,227	182	142	1,723	13,316
	12.8%	4.6%	9.1%	0.4%	10.7%	4.1%	11.1%	7.6%	24.2%	1.4%	1.1%	12.9%	100.0%
28年度	1,879	611	1,295	101	1,749	399	1,898	1,037	3,418	210	134	1,874	14,605
	12.9%	4.2%	8.9%	0.7%	12.0%	2.7%	13.0%	7.1%	23.4%	1.4%	0.9%	12.8%	100.0%
29年度	1,759	789	1,095	78	1,804	396	1,574	1,307	3,393	187	118	1,632	14,132
	12.4%	5.6%	7.7%	0.6%	12.8%	2.8%	11.1%	9.2%	24.0%	1.3%	0.8%	11.5%	100.0%
30年度	1,706	589	1,222	73	1,917	392	1,494	1,325	3,898	321	126	1,838	14,901
	11.4%	4.0%	8.2%	0.5%	12.9%	2.6%	10.0%	8.9%	26.2%	2.2%	0.8%	12.3%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。上段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものの。

【参考】第2表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
21年度	6,436	2,846	575	1,071	2,701	13,629
	47.2%	20.9%	4.2%	7.9%	19.8%	100%
22年度	5,634	2,928	449	1,048	2,715	12,774
	44.1%	22.9%	3.5%	8.2%	21.3%	100%
23年度	5,298	3,167	472	1,384	2,651	12,972
	40.8%	24.4%	3.6%	10.7%	20.4%	100%
24年度	4,822	2,841	534	1,415	2,062	11,674
	41.3%	24.3%	4.6%	12.1%	17.7%	100%
25年度	4,869	2,667	459	1,366	2,197	11,558
	42.1%	23.1%	4.0%	11.8%	19.0%	100%
26年度	4,034	2,418	463	1,129	2,248	10,292
	39.2%	23.5%	4.5%	11.0%	21.8%	100%
27年度	4,500	2,399	393	1,234	2,413	10,939
	41.1%	21.9%	3.6%	11.3%	22.1%	100%
28年度	5,264	2,273	663	1,641	2,906	12,747
	41.3%	17.8%	5.2%	12.9%	22.8%	100%
29年度	4,997	2,331	606	1,805	2,539	12,278
	40.7%	19.0%	4.9%	14.7%	20.7%	100%
30年度	5,144	2,255	694	1,559	2,558	12,210
	42.1%	18.5%	5.7%	12.8%	21.0%	100%

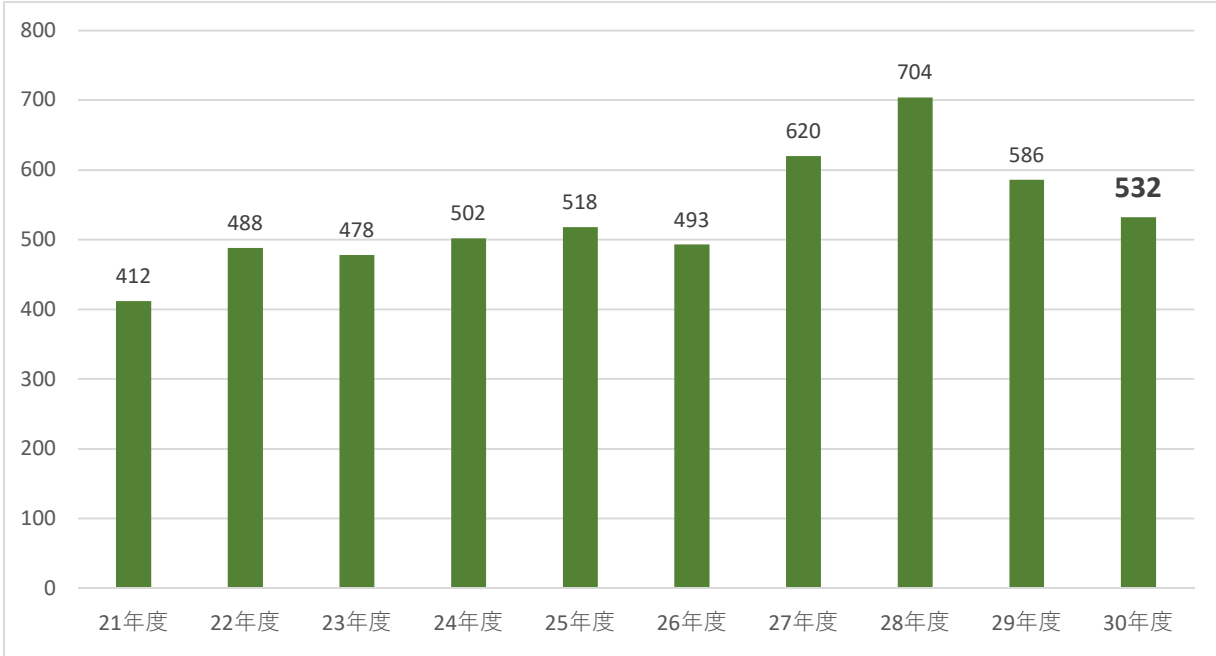
※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談対象となる労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からの相談については、相談対象となった労働者の就労形態を計上している。

2 都道府県労働局長による助言・指導

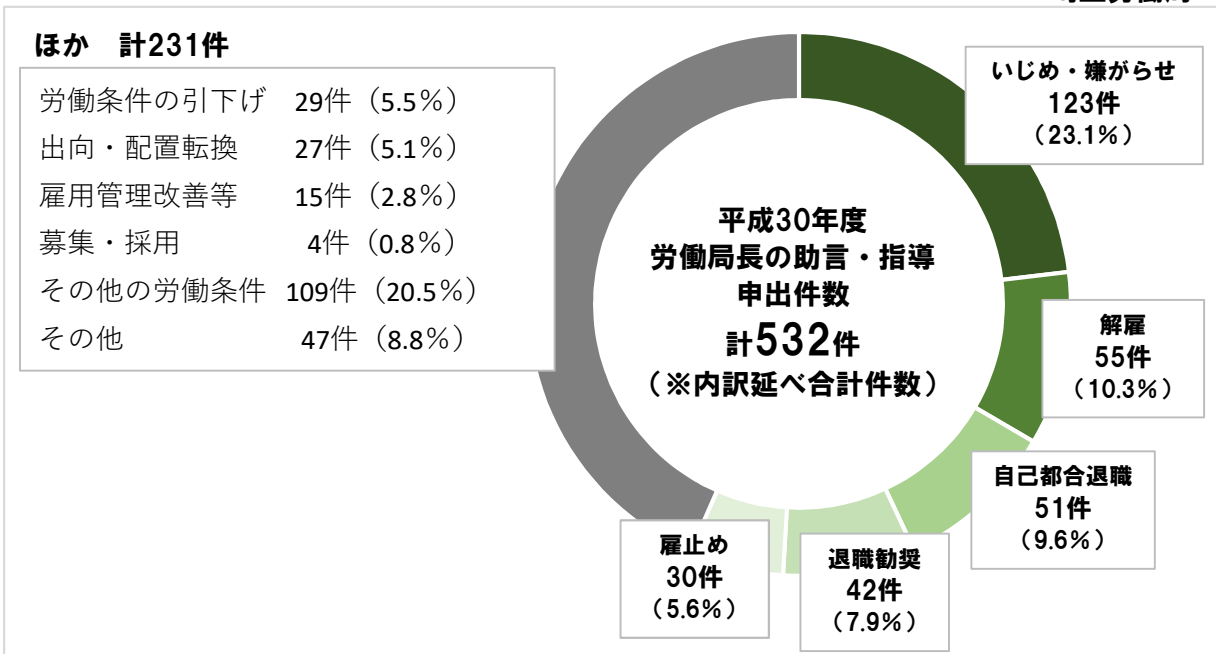
(1) 申出件数の推移

埼玉労働局



(2) 申出内容別の件数

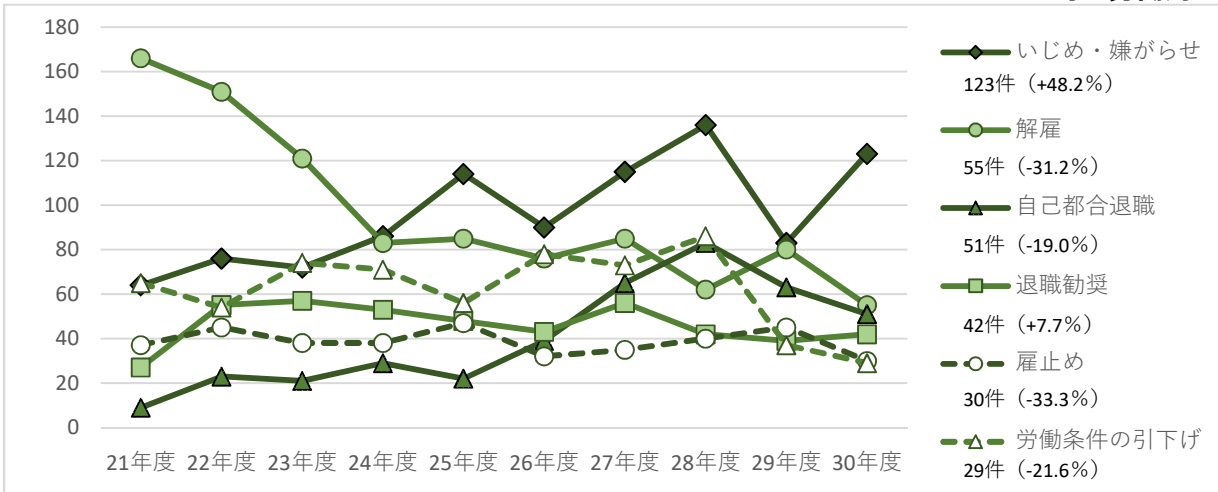
埼玉労働局



※ () 内は申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件の助言・指導申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申出内容を件数として計上したもの。

(3) 主な申出内容別の件数推移 (10年間)

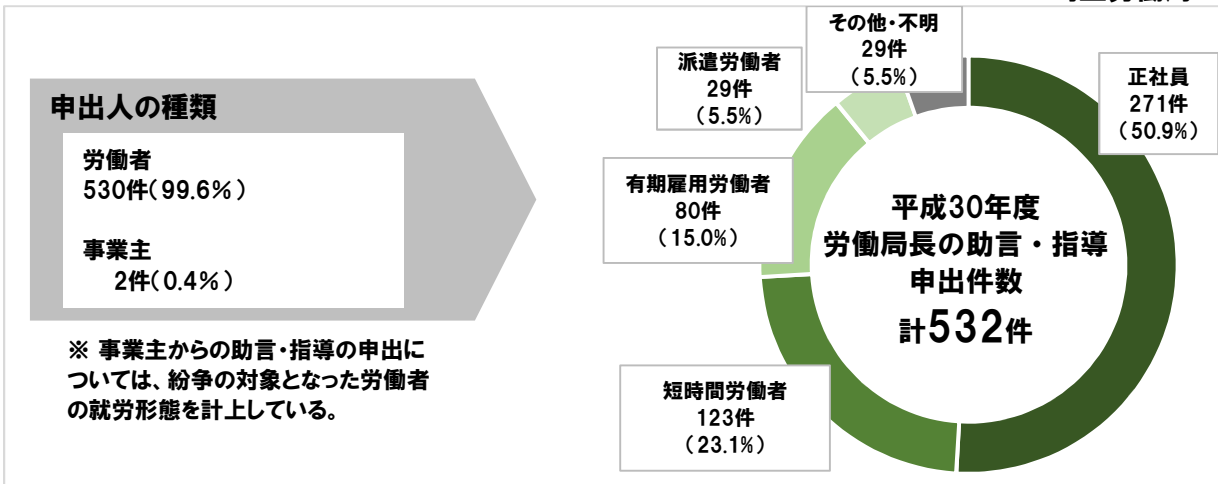
埼玉労働局



※ () 内は対前年度比。

(4) 就労形態別の申出件数

埼玉労働局



※ () 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体 (合計件数) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

(5) 助言・指導の流れ及び処理状況

埼玉労働局

※ () 内は処理件数524件に占める比率



【参考】第3表 助言・指導申出件数の推移（申出内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
21年度	166	37	27	6	9	13	65	8	64	0	0	17	412
	40.3%	9.0%	6.6%	1.5%	2.2%	3.2%	15.8%	1.9%	15.5%	0.0%	0.0%	4.1%	100.0%
22年度	151	45	55	11	23	20	54	21	76	1	4	27	488
	30.9%	9.2%	11.3%	2.3%	4.7%	4.1%	11.1%	4.3%	15.6%	0.2%	0.8%	5.5%	100.0%
23年度	121	38	57	4	21	29	74	34	72	3	2	23	478
	25.3%	7.9%	11.9%	0.8%	4.4%	6.1%	15.5%	7.1%	15.1%	0.6%	0.4%	4.8%	100.0%
24年度	83	38	53	4	29	18	71	78	86	5	5	32	502
	16.5%	7.6%	10.6%	0.8%	5.8%	3.6%	14.1%	15.5%	17.1%	1.0%	1.0%	6.4%	100.0%
25年度	84	47	48	3	22	29	56	73	114	4	1	37	518
	16.2%	9.1%	9.3%	0.6%	4.2%	5.6%	10.8%	14.1%	22.0%	0.8%	0.2%	7.1%	100.0%
26年度	76	32	43	3	39	21	78	72	90	9	3	27	493
	15.4%	6.5%	8.7%	0.6%	7.9%	4.3%	15.8%	14.6%	18.3%	1.8%	0.6%	5.5%	100.0%
27年度	85	35	56	2	65	22	73	101	115	21	8	37	620
	13.7%	5.6%	9.0%	0.3%	10.5%	3.5%	11.8%	16.3%	18.5%	3.4%	1.3%	6.0%	100.0%
28年度	62	40	42	7	83	21	86	150	136	15	7	55	704
	8.8%	5.7%	6.0%	1.0%	11.8%	3.0%	12.2%	21.3%	19.3%	2.1%	1.0%	7.8%	100.0%
29年度	80	45	39	2	63	22	37	137	87	11	12	51	586
	13.7%	7.7%	6.7%	0.3%	10.8%	3.8%	6.3%	23.4%	14.8%	1.9%	2.0%	8.7%	100.0%
30年度	55	30	42	0	51	27	29	109	123	15	4	47	532
	10.3%	5.6%	7.9%	0.0%	9.6%	5.1%	5.5%	20.5%	23.1%	2.8%	0.8%	8.8%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申出内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。上段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の申出において複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、複数の申出内容を件数として計上したもの。

【参考】第4表 助言・指導申出件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
21年度	224	101	6	68	13	412
	54.4%	24.5%	1.5%	16.5%	3.2%	100%
22年度	233	123	14	86	32	488
	47.7%	25.2%	2.9%	17.6%	6.6%	100%
23年度	227	154	8	76	13	478
	47.5%	32.2%	1.7%	15.9%	2.7%	100%
24年度	251	113	19	97	22	502
	50.0%	22.5%	3.8%	19.3%	4.4%	100%
25年度	237	141	33	85	22	518
	45.8%	27.2%	6.4%	16.4%	4.2%	100%
26年度	227	117	27	97	25	493
	46.0%	23.7%	5.5%	19.7%	5.1%	100%
27年度	275	185	31	92	37	620
	44.4%	29.8%	5.0%	14.8%	6.0%	100%
28年度	310	135	48	127	84	704
	44.0%	19.2%	6.8%	18.0%	11.9%	100%
29年度	270	130	37	100	49	586
	46.1%	22.2%	6.3%	17.1%	8.4%	100%
30年度	271	123	29	80	29	532
	50.9%	23.1%	5.5%	15.0%	5.5%	100%

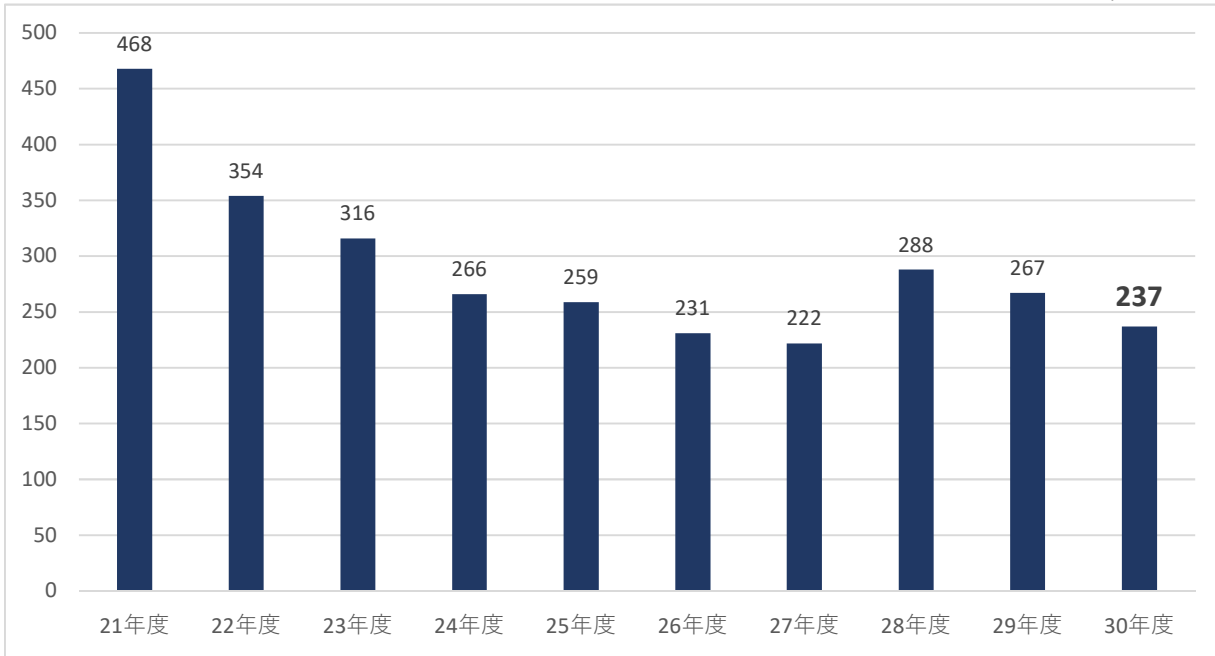
※ 年度ごとに上段が件数、下段が紛争の対象となった労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からの助言・指導の申出については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

3 紛争調整委員会によるあっせん

(1) 申請件数の推移

埼玉労働局

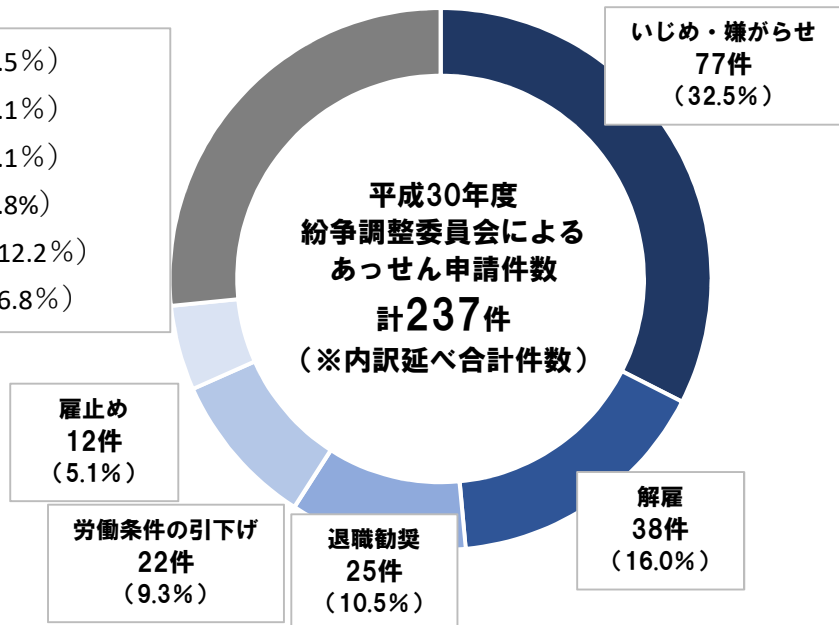


(2) 申請内容別の件数

埼玉労働局

ほか 計63件

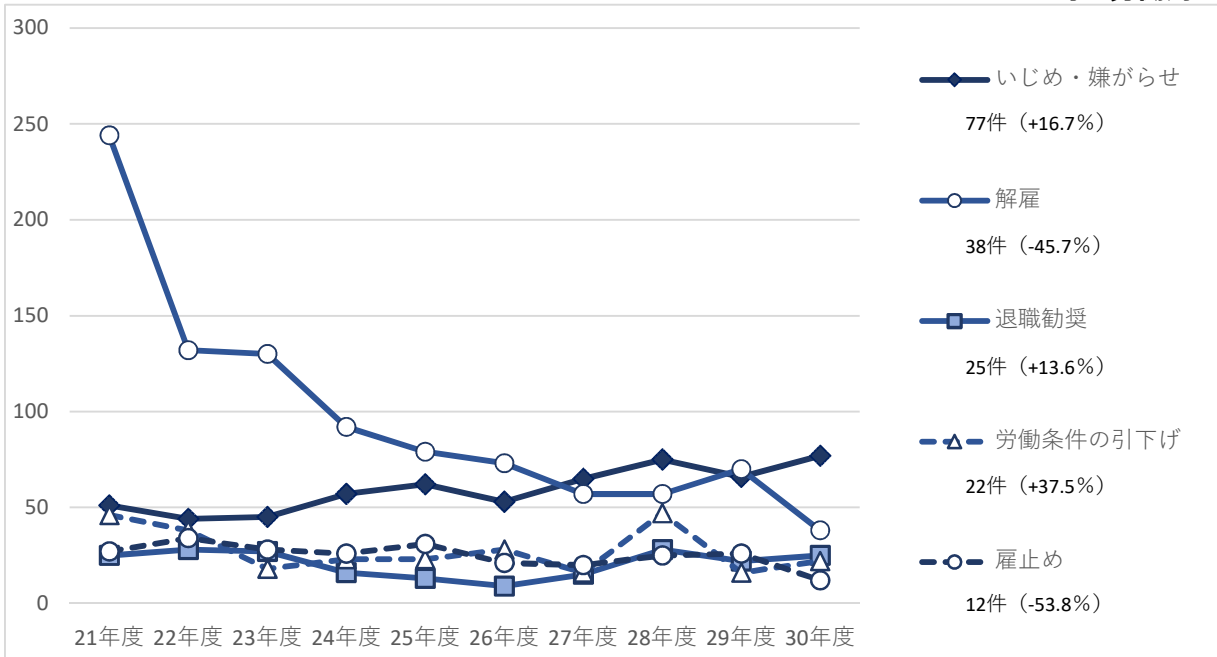
雇用管理改善等	6件 (2.5%)
自己都合退職	5件 (2.1%)
出向・配置転換	5件 (2.1%)
採用内定取消	2件 (0.8%)
その他の労働条件	29件 (12.2%)
その他	16件 (6.8%)



※ () 内は申請内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件のあっせん申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申請内容を件数として計上したもの。

(3) 主な申請内容別の件数推移 (10年間)

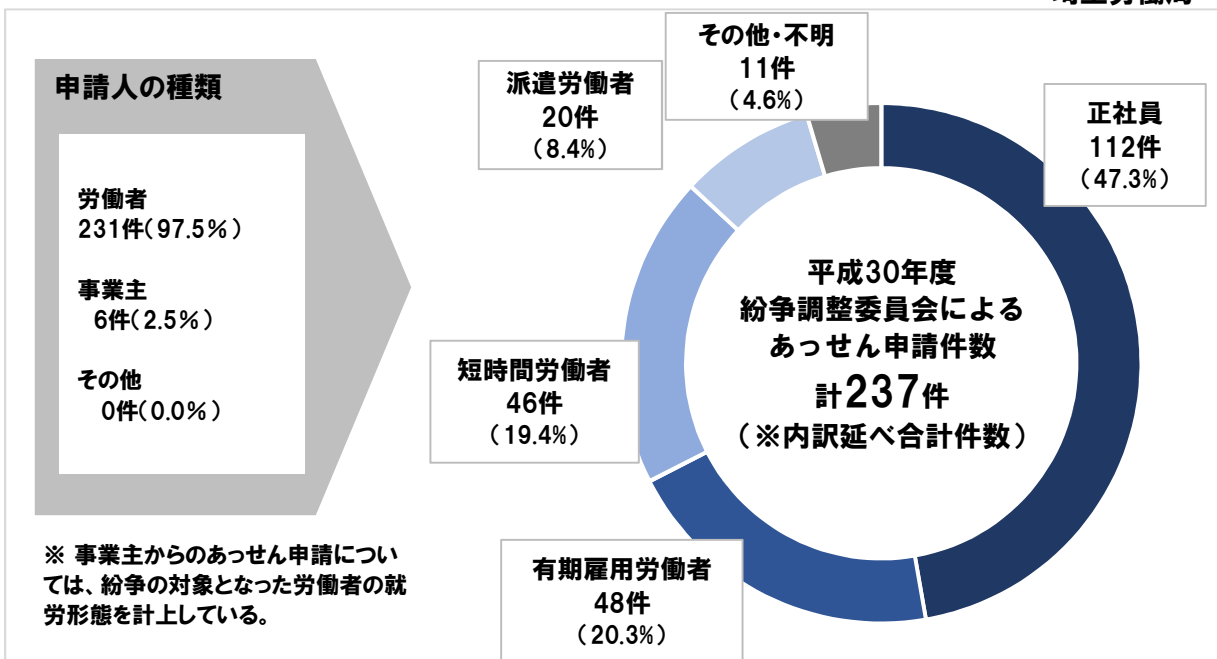
埼玉労働局



※ () 内は対前年度比。

(4) 就労形態別の申請件数

埼玉労働局



申請人の種類

労働者
231件(97.5%)
事業主
6件(2.5%)
その他
0件(0.0%)

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

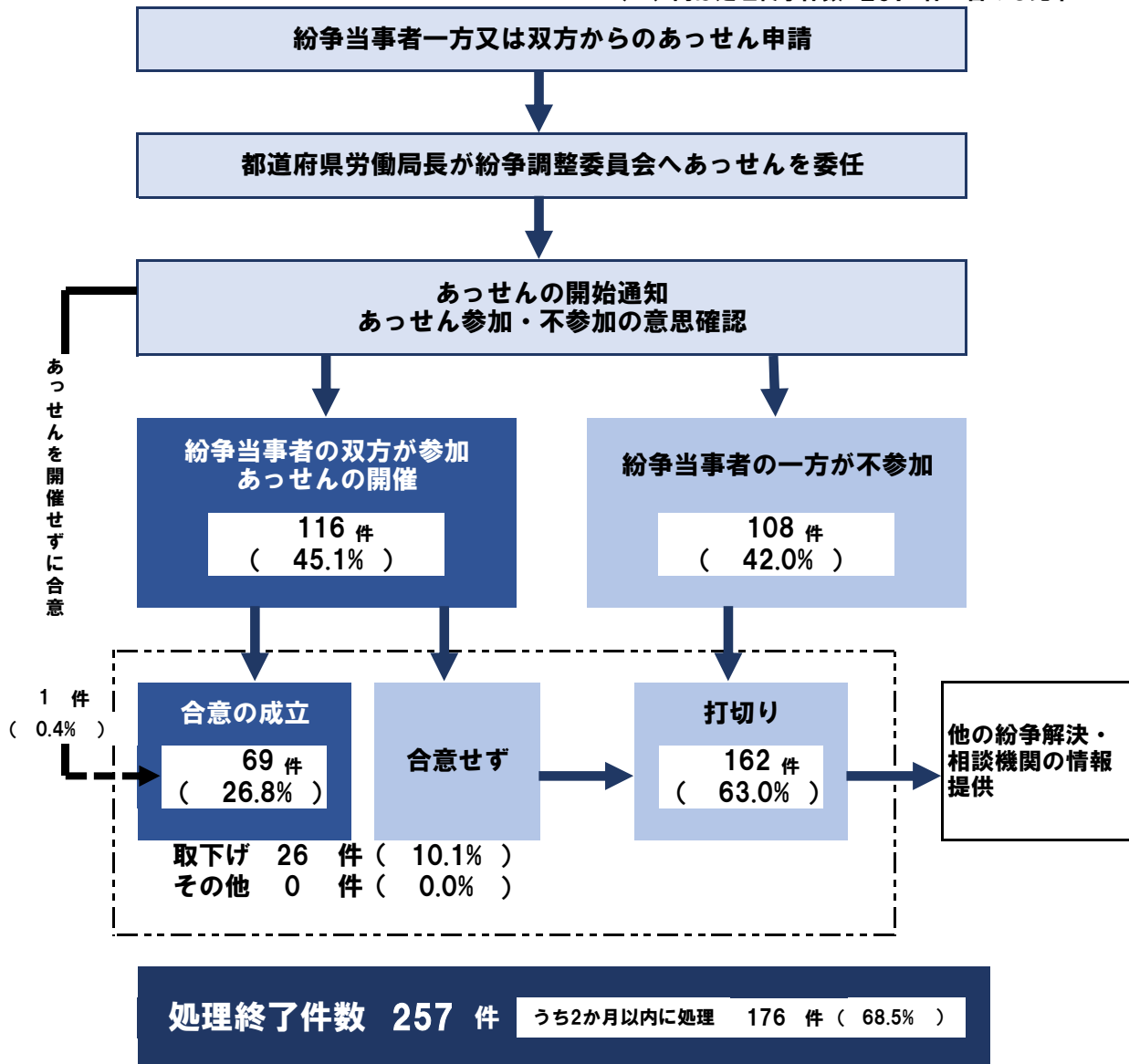
※ () 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体 (合計件数) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

(5) あっせん手続きの流れ及び処理状況

埼玉労働局

※ () 内は処理終了件数 257 件に占める比率



埼玉労働局

【参考】第5表 紛争当事者双方のあっせん参加率の推移

参加率	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
紛争当事者双方のあっせん参加件数 ／手続き終了件数	49.8%	36.6%	34.8%	41.1%	40.5%	51.2%	45.1%

【参考】第6表 あっせんにおける合意率の推移

合意率	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
合意成立件数 ／手続き終了件数	37.4%	35.8%	30.4%	30.9%	24.6%	33.5%	26.8%
あっせん開催による合意成立件数 ／紛争当事者双方のあっせん参加件数	70.6%	83.7%	79.7%	71.8%	55.7%	62.9%	58.6%

【参考】第7表 あっせん申請件数の推移（申請内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	その他	内訳延べ 合計件数
21年度	244	27	25	10	0	10	46	26	51	0	29	468
	52.1%	5.8%	5.3%	2.1%	0.0%	2.1%	9.8%	5.6%	10.9%	0.0%	6.2%	100.0%
22年度	132	34	28	7	9	7	38	22	44	1	32	354
	37.3%	9.6%	7.9%	2.0%	2.5%	2.0%	10.7%	6.2%	12.4%	0.3%	9.0%	100.0%
23年度	130	28	27	9	2	5	18	9	45	0	43	316
	41.1%	8.9%	8.5%	2.8%	0.6%	1.6%	5.7%	2.8%	14.2%	0.0%	13.6%	100.0%
24年度	92	26	16	5	0	4	23	13	57	1	29	266
	34.6%	9.8%	6.0%	1.9%	0.0%	1.5%	8.6%	4.9%	21.4%	0.4%	10.9%	100.0%
25年度	79	31	13	9	3	4	23	11	62	0	24	259
	30.5%	12.0%	5.0%	3.5%	1.2%	1.5%	8.9%	4.2%	23.9%	0.0%	9.3%	100.0%
26年度	73	21	9	4	0	9	28	21	53	0	13	231
	31.6%	9.1%	3.9%	1.7%	0.0%	3.9%	12.1%	9.1%	22.9%	0.0%	5.6%	100.0%
27年度	57	20	15	5	0	5	16	16	65	1	22	222
	25.7%	9.0%	6.8%	2.3%	0.0%	2.3%	7.2%	7.2%	29.3%	0.5%	9.9%	100.0%
28年度	57	25	28	7	1	3	47	35	75	1	9	288
	19.8%	8.7%	9.7%	2.4%	0.3%	1.0%	16.3%	12.2%	26.0%	0.3%	3.1%	100.0%
29年度	70	26	22	6	6	1	16	30	66	3	21	267
	26.2%	9.7%	8.2%	2.2%	2.2%	0.4%	6.0%	11.2%	24.7%	1.1%	7.9%	100.0%
30年度	38	12	25	2	5	5	22	29	77	6	16	237
	16.0%	5.1%	10.5%	0.8%	2.1%	2.1%	9.3%	12.2%	32.5%	2.5%	6.8%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申請内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。上段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の申請において複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、複数の申請内容を件数として計上したものの。

【参考】第8表 あっせん申請件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
21年度	252	93	17	49	57	468
	53.8%	19.9%	3.6%	10.5%	12.2%	100%
22年度	141	75	14	59	65	354
	39.8%	21.2%	4.0%	16.7%	18.4%	100%
23年度	123	78	14	49	52	316
	38.9%	24.7%	4.4%	15.5%	16.5%	100%
24年度	115	73	12	44	22	266
	43.2%	27.4%	4.5%	16.5%	8.3%	100%
25年度	103	59	20	47	30	259
	39.8%	22.8%	7.7%	18.1%	11.6%	100%
26年度	108	48	7	48	20	231
	46.8%	20.8%	3.0%	20.8%	8.7%	100%
27年度	97	62	11	40	12	222
	43.7%	27.9%	5.0%	18.0%	5.4%	100%
28年度	143	63	14	57	11	288
	49.7%	21.9%	4.9%	19.8%	3.8%	100%
29年度	84	47	6	63	67	267
	31.5%	17.6%	2.2%	23.6%	25.1%	100%
30年度	112	46	20	48	11	237
	47.3%	19.4%	8.4%	20.3%	4.6%	100%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が紛争の対象となった労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

4 平成30年度個別労働紛争解決制度 総括表

埼玉労働局

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談		57,159 件			
①相談者の種類					
労働者	34,093 件	事業主	17,458 件	その他	5,608 件
②相談の内訳					
法制度の問い合わせ	33,096 件	労働基準法等の違反の疑いがあるもの	10,899 件		
民事上の個別労働相談	12,210 件	その他	4,840 件		
2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数		12,210 件			
①相談者の種類					
労働者	10,604 件 (86.8%)	事業主	1,033 件 (8.5%)	その他	573 件 (4.7%)
②労働者の就労状況					
正社員	5,144 件 (42.1%)	短時間労働者	2,255 件 (18.5%)	派遣労働者	694 件 (5.7%)
有期雇用労働者	1,559 件 (12.8%)	その他・不明	2,558 件 (21.0%)		
③紛争の内容	※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計は 14,901 件になる。				
普通解雇	1,407 件 (9.4%)	整理解雇	147 件 (1.0%)	懲戒解雇	152 件 (1.0%)
雇止め	589 件 (4.0%)	退職勧奨	1,222 件 (8.2%)	採用内定取消し	73 件 (0.5%)
自己都合退職	1,917 件 (12.9%)	出向・配置転換	392 件 (2.6%)	労働条件の引下げ	1,494 件 (10.0%)
その他の労働条件	1,325 件 (8.9%)	いじめ・嫌がらせ	3,898 件 (26.2%)	雇用管理等	321 件 (2.2%)
募集・採用	126 件 (0.8%)	その他	1,838 件 (12.3%)		
3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数					
(1) 申出件数		532 件			
①申出人の種類					
労働者	530 件 (99.6%)	事業主	2 件 (0.4%)		
②労働者の就労状況					
正社員	271 件 (50.9%)	短時間労働者	123 件 (23.1%)	派遣労働者	29 件 (5.5%)
有期雇用労働者	80 件 (15.0%)	その他・不明	29 件 (5.5%)		
③紛争の内容	※ 内訳が複数にまたがる場合もある。合計は、 532 件。				
普通解雇	50 件 (9.4%)	整理解雇	2 件 (0.4%)	懲戒解雇	3 件 (0.6%)
雇止め	30 件 (5.6%)	退職勧奨	42 件 (7.9%)	採用内定取消し	0 件 (0.0%)
自己都合退職	51 件 (9.6%)	出向・配置転換	27 件 (5.1%)	労働条件の引下げ	29 件 (5.5%)
その他の労働条件	109 件 (20.5%)	いじめ・嫌がらせ	123 件 (23.1%)	雇用管理等	15 件 (2.8%)
募集・採用	4 件 (0.8%)	その他	47 件 (8.8%)		
(2) 処理件数		524 件			
①処理の区分					
助言を実施	494 件 (94.3%)	指導を実施	0 件 (0.0%)		
取下げ	21 件 (4.0%)	打切り	7 件 (1.3%)	その他	2 件 (0.4%)
②処理の期間					
1か月以内	518 件 (98.9%)	1か月を超えて 2ヶ月以内	6 件 (1.1%)	2か月超	0 件 (0.0%)

4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数						
(1)申請件数		237 件				
①申請人の種類						
労働者	231 件 (97.5%)	事業主	6 件 (2.5%)	労使双方	0 件 (0.0%)	
②労働者の就労状況						
正社員	112 件 (47.3%)	短時間労働者	46 件 (19.4%)	派遣労働者	20 件 (8.4%)	
有期雇用労働者	48 件 (20.3%)	その他・不明	11 件 (4.6%)			
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる場合もある。合計は、237 件。						
普通解雇	33 件 (13.9%)	整理解雇	2 件 (0.8%)	懲戒解雇	3 件 (1.3%)	
雇止め	12 件 (5.1%)	退職勧奨	25 件 (10.5%)	採用内定取消し	2 件 (0.8%)	
自己都合退職	5 件 (2.1%)	出向・配置転換	5 件 (2.1%)	労働条件の引下げ	22 件 (9.3%)	
その他の労働条件	29 件 (12.2%)	いじめ・嫌がらせ	77 件 (32.5%)	雇用管理等	6 件 (2.5%)	
その他	16 件 (6.8%)					
(2)処理件数		257 件				
①処理の区分						
当事者間の合意の成立	69 件 (26.8%)	うちあっせんを開催 せずに合意したもの	1 件 (0.4%)			
申請の取下げ	26 件 (10.1%)	その他	0 件 (0.0%)			
打ち切り	162 件 (63.0%)	うち不参加による打ち切り	108 件 (42.0%)			
②処理の期間						
1か月以内	106 件 (41.2%)	1か月を超えて 2ヶ月以内	70 件 (27.2%)	2か月超	81 件 (31.5%)	

※ () 内は各合計値に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

5 都道府県別の件数一覧

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

総合労働相談件数		民事上の個別労働紛争 相談件数		労働局長による助言・指導 申出件数		紛争調整委員会による あっせん申請件数		
労働局	件数	労働局	件数	労働局	件数	労働局	件数	
1	東京	149,811	東京	33,968	兵庫	944	東京	1,231
2	大阪	121,692	大阪	19,785	愛知	814	大阪	387
3	愛知	85,919	愛知	16,506	東京	803	愛知	343
4	埼玉	57,159	神奈川	14,361	大阪	687	神奈川	322
5	神奈川	54,410	兵庫	12,427	静岡	589	北海道	260
6	千葉	49,876	埼玉	12,210	埼玉	532	埼玉	237
7	兵庫	48,009	京都	9,444	千葉	456	千葉	201
8	福岡	42,580	北海道	8,743	京都	358	兵庫	200
9	北海道	37,666	千葉	8,162	北海道	288	静岡	188
10	静岡	34,964	静岡	6,813	神奈川	279	長野	140
11	広島	23,262	福岡	6,756	熊本	268	沖縄	133
12	京都	23,017	長野	6,035	滋賀	213	福岡	121
13	宮城	20,218	群馬	5,941	茨城	201	奈良	108
14	茨城	19,411	広島	5,907	秋田	178	茨城	82
15	岐阜	17,799	福島	5,655	福岡	176	福島	71
16	長野	17,531	茨城	5,306	広島	161	岐阜	70
17	群馬	17,443	宮城	4,738	群馬	158	宮城	68
18	福島	16,696	岐阜	4,583	山口	153	栃木	65
19	三重	16,203	熊本	4,448	三重	153	京都	65
20	熊本	15,565	新潟	4,367	石川	152	滋賀	64
21	新潟	14,658	鹿児島	4,085	新潟	148	岩手	63
22	岡山	14,296	三重	3,966	山形	139	三重	51
23	滋賀	13,913	岩手	3,621	宮城	137	熊本	50
24	愛媛	12,333	岡山	3,582	沖縄	135	宮崎	46
25	山口	12,129	青森	3,531	岩手	125	青森	42
26	栃木	11,629	栃木	3,465	長野	119	広島	41
27	岩手	11,255	滋賀	3,375	栃木	108	愛媛	39
28	長崎	10,883	長崎	3,317	福島	97	新潟	36
29	宮崎	10,525	秋田	3,195	愛媛	96	富山	35
30	奈良	9,429	山形	2,932	長崎	92	山口	34
31	佐賀	9,206	愛媛	2,916	和歌山	89	山形	34
32	山形	9,184	福井	2,881	青森	88	岡山	34
33	青森	9,051	山口	2,655	香川	81	群馬	33
34	鹿児島	9,012	宮崎	2,640	岐阜	80	長崎	30
35	沖縄	8,929	富山	2,529	鹿児島	80	秋田	30
36	富山	8,734	石川	2,453	鳥取	75	佐賀	27
37	石川	8,410	沖縄	2,329	大分	75	鹿児島	27
38	和歌山	8,106	奈良	2,107	岡山	74	石川	27
39	香川	7,841	大分	1,935	奈良	71	徳島	25
40	秋田	7,783	香川	1,826	高知	65	鳥取	24
41	福井	6,908	佐賀	1,821	富山	59	福井	23
42	大分	6,666	鳥取	1,807	宮崎	51	島根	20
43	島根	6,443	山梨	1,692	山梨	48	高知	20
44	徳島	6,423	徳島	1,609	徳島	47	和歌山	16
45	山梨	6,246	和歌山	1,433	島根	39	山梨	15
46	鳥取	5,254	島根	1,384	福井	29	香川	13
47	高知	3,506	高知	1,294	佐賀	25	大分	10
	合計	1,117,983	合計	266,535	合計	9,835	合計	5,201

平成30年度における助言・指導及びあっせんの事例

埼玉労働局

助言・指導の例	いじめ・嫌がらせに係る助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人(労働者)は正社員であるが、直属上司から無視や仕事を与えられないなどの嫌がらせを受けていた。 所属長に相談したが何ら改善されず、精神的にまいってしまい、退職することも考えた。 しかし、いじめ・嫌がらせのない職場環境になれば、今までどおり働くことができるので、職場環境の改善が行われるようにして欲しいとして助言を申し出た。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<p>労働局から本社の代表者に連絡し、事情を聞いたところ、申出人とのトラブルは所属長から報告を受けているが、申出人への対応は業務の適正な範囲内のものであったとの認識を示した。 労働局から、事業主には労働契約法による安全配慮義務があることを説明し、早期に対応して解決につなげることを促した。 その結果、話し合いが行われ、直属上司等から謝罪を受けるとともに、事業主から職場環境を改善することを約束され、今までどおり働くことができるようになった。</p>
あっせんの例	雇止めに係るあっせん
<p>事案の概要</p>	<p>申請人(労働者)は、有期契約労働者として約1年間勤務していたが、契約満了日の約1か月前に雇止めを通知された。 雇止めの理由を求めたところ、申請人が必要な業務指示に従わなかったなどとして、まったく心当たりのない理由を示された。 長く働くつもりであったのに、事実と異なる理由で雇止めを受けたことに対する経済的損害、精神的損害に対し、約3か月分賃金に相当する補償金の支払いを求めてあっせんを申請したもの。</p>
<p>あっせんのポイント・結果</p>	<p>あっせん委員が被申請人(事業主)の主張を聞いたところ、適法な手続きで雇止めをしたものであり、かつ、雇止めの理由に関しても合理的な理由があるとの認識を示した。 あっせん委員から被申請人に対し、雇止め理由の合理性に関しては労使双方に認識の相違はあるものの、紛争の早期解決のため譲歩が可能か確認したところ、一定の解決金を支払う意向を示した。 あっせん委員が双方に対し譲歩可能な解決策を調整した結果、解決金として約1か月分賃金相当額を支払うことで和解が成立し、解決した。</p>

埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

名称	所在地	電話番号
☆ 埼玉労働局 総合労働相談コーナー	〒330-6016 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
	相談受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆ 埼玉労働局 浦和駅西口 総合労働相談コーナー (労働なんでも相談室)	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-5-1 浦和ISビル7階	048-822-0717
	相談受付時間 9:30~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆ さいたま 総合労働相談コーナー	〒330-6014 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階 (さいたま労働基準監督署内)	048-614-9977
	相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆ 川口総合労働相談コーナー	〒332-0015 埼玉県川口市川口2-10-2 (川口労働基準監督署内)	048-498-6648
	相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆ 熊谷総合労働相談コーナー	〒360-0856 埼玉県熊谷市別府5-95 (熊谷労働基準監督署内)	048-533-3611
	相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆ 川越総合労働相談コーナー	〒350-1118 埼玉県川越市豊田本1-19-8 (川越労働基準監督署内)	049-210-9334
	相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆ 春日部総合労働相談コーナー	〒344-8506 埼玉県春日部市南3-10-13 (春日部労働基準監督署内)	048-614-9968
	相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆ 所沢総合労働相談コーナー	〒359-0042 埼玉県所沢市並木6-1-3 (所沢労働基準監督署内)	04-2995-2582
	相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
行田総合労働相談コーナー	〒361-8504 埼玉県行田市桜町2-6-14 (行田労働基準監督署内)	048-556-4195
	相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
秩父総合労働相談コーナー	〒368-0024 埼玉県秩父市上宮地町23-24 (秩父労働基準監督署内)	0494-22-3725
	相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	

☆…女性相談員が配置されている総合労働相談コーナー

(参考)

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5条）

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。